

# 大津市短期集中複合型予防サービス事業実施業務委託仕様書

## 1 目的

介護保険法第115条の4第1項及び大津市介護予防・日常生活支援総合事業実施要綱の規定に基づき、市内に居住する要支援者又は総合事業対象者に対し、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、看護師、柔道整復師又はあん摩マッサージ指圧師（以下「リハビリ専門職等」という。）が行う訪問サービスと通所サービスを組み合わせ、居宅における相談指導や生活機能を改善するための運動器の機能向上等のプログラムを3か月から6か月の短期間に集中的にサービス提供することで、要介護状態への移行を予防するとともに、自立した生活と自己実現の支援を行うことを目的とする。

## 2 概要

### (1) 対象者

市内に住所を有する介護保険法第53条第1項に規定する居宅要支援被保険者又は厚生労働省令第140条の62の4第2号に該当する被保険者で、介護予防通所リハビリテーションサービス又は介護予防通所介護相当サービスを受けていない者とする。

### (2) 契約期間

令和8年4月1日から令和9年3月31日まで

### (3) 実施場所

次に掲げる適切かつ安全にサービスが提供できる場所を受託者において確保するものとする。

ア 利用者1人につきおおむね3㎡の空間を確保すること。

イ 消火設備その他の非常災害に必要な設備があること。

ウ サービス提供に必要な設備及び備品があること。

### (4) 送迎

利用者の状態に応じた送迎を受託者において実施するものとする。なお、この場合において、利用者に対し送迎にかかる負担を求めることはできないものとする。

### (5) 実施時間

通所サービスは、1日当たり1時間から2時間程度とし、送迎にかかる時間を含まないものとする。

## 3 人員配置

事業実施に当たり配置すべき人員は次のとおりとする。

ア 管理者 1名以上（兼務可）。

イ 従事者 利用者10人につきリハビリ専門職等1名以上。ただし、事業実施に支障がない限り、他の職務又は同一敷地内の他事業等の職務に従事可能。

## 4 業務内容

## (1) 内容

- ア ケアマネジャーが作成するケアマネジメント結果及びケアプランに基づき、運動機能向上プログラム等（以下「プログラム」という。）を基本とし、対象者ごとに心身機能及び生活機能の向上を図るサービスを提供するものとする。
- イ 対象者へのサービス提供前にリハビリ専門職等による事前評価訪問を実施し、プログラム適応の可否判断のほか住宅改修や福祉用具の利用、その他サービスの利用等の総合相談を実施するものとする。
- ウ 上記イによりプログラム利用が適当と判断したときは、プログラム開始前にリハビリ専門職等による初回訪問を実施し、利用者の目標設定を行うとともにサービス利用計画を作成し、ケアマネジャーが開催するサービス担当者会議に参加するものとする。
- エ ケアプラン及びサービス利用計画に基づき、プログラム利用者に週1回又は週2回の通所サービスを3か月間継続して提供するものとする。
- オ 上記エによる3か月間の通所サービス終了前にリハビリ専門職等による中間訪問を実施し、利用者の状況確認を行うとともに目標達成の度合いを評価するものとする。
- カ 上記オによる評価の結果、目標を達成したと認められるときは、プログラム終了後の支援方法を検討するとともにケアマネジャーが開催するサービス担当者会議に参加した上でサービス提供を終了するものとする。
- キ 上記オによる評価の結果、目標の達成が不十分でかつ継続して通所サービスが必要と認められるときは、最終目標を設定し、さらに週1回又は週2回の通所サービスを3か月間継続して提供するものとする。
- ク 上記キによる通所サービスの終了時に最終訪問を実施し、最終の評価及びプログラム終了後の支援方法を検討するとともにケアマネジャーが開催するサービス担当者会議に参加した上でサービス提供を終了するものとする。
- ケ 上記エ及びキによる通所サービスの提供期間中において、利用者の状況確認又は目標の変更等必要と認められる場合には、各通所サービス提供期間につき1回に限り、随時訪問を行うことができるものとする。
- コ 感染症等の拡大防止や不測の事態等により、サービス提供回数が予定回数よりも減少する可能性がある。

## (2) アセスメント

上記(1)イに掲げる事前評価訪問及びウに掲げる初回訪問において行うアセスメントは、次のとおりとする。

### ア 事前評価訪問

(ア) 居宅訪問事前相談シート（別添様式）

### イ 初回訪問

(ア) 興味・関心チェックシート（別添様式）

(イ) 居宅訪問評価シート（別添様式）

(ウ) 運動機能評価シート（別添様式）

(エ) 短期集中複合型予防サービス計画書（別添様式）

## 5 安全管理

- (1) 安全にプログラムを実施するために、事故発生時の対応も含めた安全管理マニュアルを整

備すること。

- (2) 業務運営中に事故が発生した場合、その他業務運営に支障をきたす事態が発生したときは、応急措置のうえ、直ちに委託者に報告すること。
- (3) 血圧計を準備し、利用者の体調管理に留意すること。
- (4) 感染症対策を講じること。
  - ・参加者の体調確認を行うこと（検温等）。
  - ・手洗いの徹底すること。
  - ・共有部分の消毒や換気等の環境整備 等

## **6 個人情報保護**

個人情報の保護に関しては、別記「個人情報取扱特記事項」を参照し、適切な管理を行うものとする。

## **7 賠償保険**

受託者は、事業実施中の利用者の事故に備え、損害保険に加入し対応するものとする。

## **8 賠償責任**

受託者は、その責に帰すべき理由により委託者に対して損害を与えたときは、その賠償責任を負うものとする。

## **9 宗教活動等の禁止**

受託者は、本事業において宗教や政治に関する活動、署名募集等を行ってはならないものとする。

## **10 苦情処理体制**

受託者は、利用者からの苦情処理に関する体制を整えなければならないものとする。また、苦情処理に関して直ちに委託者に報告しなければならないものとする。

## **11 物品の使用について**

事業実施に必要な物品は、全て受託者が揃えるものとする。

## 別記

### 個人情報取扱特記事項

#### (基本的事項)

第1 乙は、個人情報（個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第2条第1項に規定する個人情報をいう。以下同じ。）の保護の重要性を認識し、この契約による事務の実施に当たっては、個人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報の取扱いを適正に行わなければならない。

#### (責任体制の整備及び報告)

第2 乙は、この契約による事務における個人情報の取扱いの責任者及び業務従事者の管理体制及び実施体制を定め、甲に書面で報告しなければならない。

#### (秘密の保持)

第3 乙は、この契約による事務に関して知り得た個人情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならない。この契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

#### (取得の制限)

第4 乙は、この契約による事務を行うために個人情報を取得しようとするときは、その事務の目的を明確にし、当該目的を達成するために必要な範囲内で、適法かつ適正な手段により取得しなければならない。

#### (適正管理)

第5 乙は、この契約による事務に関して知り得た個人情報について、漏えい、滅失又はき損の防止その他の個人情報の適正な管理のために必要な措置を講じなければならない。

#### (廃棄)

第6 乙は、この契約による事務に関して知り得た個人情報について、保有する必要がなくなったときは、確実かつ速やかに廃棄し、又は消去しなければならない。

#### (目的外利用及び提供の禁止)

第7 乙は、この契約による事務に関して知り得た個人情報を、契約の目的以外の目的のために利用し、又は第三者に提供してはならない。ただし、甲の指示がある場合は、この限りでない。

#### (複写又は複製の禁止)

第8 乙は、この契約による事務を行うため甲から提供を受けた個人情報が記録された資料等を複写し、又は複製してはならない。ただし、甲が承諾したときは、この限りでない。

#### (再委託の禁止)

第9 乙は、この契約による個人情報を取り扱う事務を、第三者（乙の子会社（会社法（平成17年法律第86号）第2条第1項第3号に規定する子会社をいう。）を含む。次項において同じ。）に委託してはならない。ただし、甲が承諾したときは、この限りでない。

2 前項ただし書の規定により、第三者に委託する場合にあっては、乙は、受託者に対し、当該委託で取り扱う個人情報の安全管理が図れるよう、必要かつ適切な措置を講じなければならない。

#### (資料等の返還)

第10 乙は、この契約による事務を行うため甲から提供を受け、又は乙自らが取得し、若しくは作成した個人情報が記録された資料等は、この契約の終了後直ちに甲に返還し、又は引き渡すものとする。ただし、甲が別に指示したときは、その指示に従うものとする。

(従事者への周知等)

第11 乙は、この契約による事務に従事している者に対し、在職中及び退職後においても当該事務に関して知り得た個人情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならないこと等、個人情報の保護に関し必要な事項を周知し、及び遵守させなければならない。

(調査)

第12 甲は、乙がこの契約による事務を行うに当たり、取り扱っている個人情報の状況について、定期に、及び必要に応じ随時に調査することができる。

(指示及び報告)

第13 甲は、乙がこの契約による事務に関して取り扱う個人情報の適切な管理を確保するため、乙に対して、必要な指示を行い、又は必要な事項の報告若しくは資料の提出を求めることができる。

(事故報告)

第14 乙は、この個人情報取扱特記事項に違反する事態が生じ、又は生じるおそれのあることを知ったときは、直ちに甲に報告し、甲の指示に従うものとする。

(契約の解除)

第15 甲は、乙がこの個人情報取扱特記事項に定める義務を果たさない場合は、この契約の全部又は一部を解除することができる。

(損害賠償)

第16 乙は、この個人情報取扱特記事項に定める義務に違反し、又は怠ったことにより甲又は第三者が損害を被った場合には、その損害を賠償しなければならない。